

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程を公布する。

平成22年11月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局管理規程第6号

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局専決規程の一部を次のように改正する。

別表第2職員課長の項第6号中「，京都市職員共済組合及び京都市健康保険組合」
を「及び京都市職員共済組合」に改める。

附 則

この規程は，平成22年12月1日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)